

5～9月に実習に行く予定の学生は実習生用を参照

2023.3.27版

安全な大学生活のために

静岡大学教育学部

静岡大学保健センター

- 1) 毎朝起床時に「健康観察票」に体温・症状を丁寧に記録する。（記録期間3月27日～10月末までの予定）
- 2) 健康観察票に記載されている症状などがある場合 学務係及び指導教員に連絡し所定機関に相談。
- 3) 家族（同居者）に感染症を発症した場合には通学せず、速やかにその旨を学務係及び指導教員に連絡すること。
- 4) 「健康観察票」は各自、必要枚数分を印刷すること。

休日中の過ごし方

- * 健康観察を毎日実施する。
- * 人が多く集まる場所や屋内の風が通りにくい場所(密閉空間) は避ける。可能な限り不急不要な外出は控え、自宅で過ごすように心がける。
- * 早寝、早起きし、バランスのよい食生活に留意する。
- * せっけんを使って、ていねいに手を洗い、うがいをする。
- * せきがでる時はマスクをしたり、ハンカチやティッシュで口をおおったりすることに心掛ける。
- * 日中は時々、窓を開けて空気を入れ替え、換気をする。

大学生活での留意事項

- * 健康観察を確実に実施すること。* 発熱などの症状がある場合は登校しない。
- * マスクの着用
- * 手洗い・うがいをまめに行うこと。
- * ハンカチ、タオルなどは共有しない。
- * 授業等は窓やドアを開けて十分な換気を行うため、寒暖調整のできる衣服の着用を



教育学部の学生として必要とされる知識

学校では毎日、学校保健安全法第9条を法的根拠として児童生徒の健康観察を実施しています。教員になれば当然ながら、児童生徒の心身の健康管理を行わなくてはなりません。特に今回のような感染症拡大が危惧される状況下の中では、児童生徒が安全な学校生活を送るために、児童生徒の健康管理はもちろんのこと教員の健康管理はとても重要です。今回の状況は教育学部の学生として、学校のリスク管理を考え、学ぶ上で非常に重要な機会です。

学校保健安全法第9条

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。第24条及び第30条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

教職員：所属

学生：学籍番号

氏名

住所

自宅・アパート・寮・会館

所属部活・サークル

通学時：バス利用・電車利用

*症状がある時は○

*出席したところに○

月 / 日	曜日	体温	使 解 用 熱 ○ 剤	症 状							就業・授業・サークル・部活・アルバイト・旅行など							
				熱感	だるい	息切れ	鼻水	咳	頭痛	のど痛	他	午前		午後			部 活	その他
												1コマ	2コマ	3コマ	4コマ	5コマ		
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																
/	朝	℃																
/	夕	℃																

*この健康観察票は必ず保管してください。罹患が疑われる場合、もしくは判明した場合、少なくとも過去2週間の健康観察票を学部へ提出することを義務付けます。提出された記録は、感染経路や濃厚接触者の特定、その後の対策を保健所や大学側が行う根拠資料となります。学校の危機管理を学ぶ一環ととらえ、社会的にも責任ある観察・記録をお願いします。

*以下のいずれかの症状がある場合は、新型コロナウイルス感染症が疑われますので、保健所にご相談の上、医療機関の受診をしてください。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD）の基礎疾患がある者は上記の状態が2日以上続く場合。）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 ・保健所より濃厚接触者として自宅待機の指示が出た者
- 新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者であって、最後に濃厚接触があった日から起算して14日経過していない者
【帰国者・接触者相談センター】

* 静岡市保健所 054-249-2221 受付時間：24 時間（土日祝日も実施）

新型コロナウイルスに関するその他の相談について

054-249-3172 受付時間：8：30～17：15（平日）

* 浜松市保健所 053-453-6118 受付時間：24 時間（土日祝日も実施）

【静岡大学教育学部学務係】 054-238-4580

静岡054-238-4468

【静岡大学保健センター】 浜松053-478-1012

教育実習を安全に行うために

- 1) 毎朝起床時に「健康観察票」に体温・症状を丁寧に記録する。(記録期間3月27日～10月末までの予定)
- 2) 実習実施2週間前より、体温が37.5℃以上の場合は、速やかに学務係及び指導教員に連絡する。
- 3) 毎日の健康観察が実施できていない場合は実習に参加することができません。
- 4) 家族(同居者)に感染症を発症した場合にも実習校へ通勤せず、速やかにその旨を学務係及び指導教員に連絡すること。
- 5) 実習中、感染症に関わる疑わしい症状が出てきた場合は通勤をせず、速やかに学務係、指導教員に連絡すること。
- 6) 「健康観察票」は各自、必要枚数分を印刷すること。

休日中の過ごし方

- * 健康観察を毎日実施する。
- * 人が多く集まる場所や屋内の風が通りにくい場所(密閉空間)は避ける。可能な限り不急不要な外出は控え、自宅で過ごすように心がける。
- * 早寝、早起きし、バランスのよい食生活に留意する。
- * せっけんを使って、ていねいに手を洗い、うがいをする。
- * せきがでる時はマスクをしたり、ハンカチやティッシュで口をおおったりすることに心掛ける。
- * 日中は時々、窓を開けて空気を入れ替え、換気をする。

大学生活での留意事項

- * 健康観察を確実に実施すること。* 発熱などの症状がある場合は登校しない。
- * マスクの着用
- * 手洗い・うがいをまめに行うこと。
- * ハンカチ、タオルなどは共有しない。
- * 授業等は窓やドアを開けて十分な換気を行うため、寒暖調整のできる衣服の着用を



教育学部の学生として必要とされる知識

学校では毎日、学校保健安全法第9条を法的根拠として児童生徒の健康観察を実施しています。教員になれば当然ながら、児童生徒の心身の健康管理を行わなくてはなりません。特に今回のような感染症拡大が危惧される状況下の中では、児童生徒が安全な学校生活を送るために、児童生徒の健康管理はもちろんのこと教員の健康管理はとても重要です。今回の状況は教育学部の学生として、学校のリスク管理を考え、学ぶ上で非常に重要な機会です。

学校保健安全法第9条

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。第24条及び第30条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。

NO

学籍番号

専修・専攻名

氏名

指導教員名

住所

自宅・アパート・寮・会館

所属部活・サークル

通学時：バス利用・電車利用

実習校名

実習中の滞在先 自宅・アパート・寮・会館・ホテル

通勤時：バス利用・電車利用

*症状がある時は○

*出席したところに○

月 / 日	曜日	体温	使 用 熱 剤 ○	症 状							就業・授業・サークル・部活・アルバイト・旅行など					その他		
				熱感	だるい	息切れ	鼻水	咳	頭痛	のど痛	他	午前		午後			部 活	
												1コマ	2コマ	3コマ	4コマ			5コマ
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																
/		朝 .℃																
/		夕 .℃																

*この健康観察票は必ず保管してください。罹患が疑われる場合、もしくは判明した場合、少なくとも過去2週間の健康観察票を学部に提出することを義務付けます。提出された記録は、感染経路や濃厚接触者の特定、その後の対策を保健所や大学側が行う根拠資料となります。学校の危機管理を学ぶ一環ととらえ、社会的にも責任ある観察・記録をお願いします。

*以下のいずれかの症状がある場合は、新型コロナウイルス感染症が疑われますので、保健所にご相談の上、医療機関の受診をしてください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD）の基礎疾患がある者は上記の状態が2日以上続く場合。）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 ・保健所より濃厚接触者として自宅待機の指示が出た者
- ・新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者であって、最後に濃厚接触があった日から起算して14日経過していない者

【帰国者・接触者相談センター】

*静岡市保健所 054-249-2221 受付時間：24 時間（土日祝日も実施）

新型コロナウイルスに関するその他の相談について

054-249-3172 受付時間：8：30～17：15（平日）

*浜松市保健所 053-453-6118 受付時間：24 時間（土日祝日も実施）

【静岡大学教育学部学務係】

054-238-4580

【静岡大学保健センター】

静岡054-238-4468

浜松053-478-1012